

基準適合認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による申請)

1 計画の評価方法

(該当する□にレを記入)

住宅部分：

性能基準  仕様基準  
又は誘導仕様基準

モデル住宅法  フロア入力法

非住宅部分：

モデル建物法  標準入力法等

2 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m <sup>2</sup>	別表4 5の(1)のア 円	別表4 5の(2)のア 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く m <sup>2</sup>	別表4 5の(1)のイの(ア) 円(a <sup>〃</sup> )	別表4 5の(2)のイの(ア) 円(A <sup>〃</sup> )
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表4 5の(1)のイの(イ) 円(b <sup>〃</sup> )	別表4 5の(2)のイの(イ) 円(B <sup>〃</sup> )
	合計 m <sup>2</sup>	(a <sup>〃</sup> ) + (b <sup>〃</sup> ) 円	(A <sup>〃</sup> ) + (B <sup>〃</sup> ) 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。